裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第70回)開催結果概要

1 日時

令和5年10月3日(火)午前10時から午前11時40分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員、敬称略・五十音順)

出井直樹、上塚真由、奥山信一、川出敏裕、鈴木眞理子、髙取真理子、 友重雅裕、原琢己、山田文、山本和彦(座長)

(事務総局)

榎本光宏(総務局総括参事官)、長田雅之(総務局第一課長)、 綿引朋子(総務局企画官)、棈松晴子(民事局第一課長)、 横山浩典(刑事局第一課長)、渡邉達之輔(行政局第一課長)、 宇田川公輔(家庭局第一課長)

4 意見交換等

(1) 第11クールの方針・進め方について

事務総局からの説明

線引総務局企画官から、第11クールの検証の基本的な方針について、①第6クール以降に引き続き、統計データの分析を中心としつつ、主に第一審の運用について、従来の検証において示された長期化要因の分析や運用上の施策等のフォローアップを行うこと、②第10クールに引き続き、民事事件・刑事事件・家事事件について実情調査を実施し、その結果を踏まえた検証を行うことが説明された。

(2)検証の視点について

ア 事務総局からの説明

(ア) 統計データの分析について

線引総務局企画官から、第11クールにおいても、これまでの検証と 同様、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件、上訴審訴 訟事件を幅広く取り上げ、重要かつ基本的な統計項目を中心に整理・分 析するとともに、その時々の検証対象等に応じて掲載すべき統計などを 検討する方針等が説明された。

(イ) 民事第一審訴訟事件に関する検証について

構松民事局第一課長から、第11クールの検証においては、①デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題として、審理序盤の口頭議論の運用状況や、デジタルツールを活用しつつ充実した事前準備により活発な口頭議論を行うための工夫、口頭議論の結果の記録化や共有の在り方や、争点整理手続を充実させるための組織的取組の進展状況等を調査し、②合議体による審理の現状と課題として、合議体による審理を充実させるための方策の進捗状況や、単独で処理することとされた事件の進行に対する部としてのサポートの在り方等を調査するといった方針が説明された。

(ウ) 刑事通常第一審事件に関する検証について

横山刑事局第一課長から、第11クールの検証においては、第10クールまでと同様、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因の分析及び公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策を検証テーマとし、実情調査においては、第10クールの報告書の指摘を踏まえ、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点に関する、振り返りの会や研究会等の場での議論状況や各庁・会内での議論の共有状況を聴取することに加え、検証テーマの深掘りをするため、参考になり得る裁判員裁判非対象事件

の否認事件における公判準備のプラクティスについての課題と工夫例の 有無を聴取するといった方針が説明された。

(エ) 家事事件に関する検証について

宇田川家庭局第一課長から、第11クールの検証においては、①家事 調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題を調査し、

②人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策 と課題について検証するといった方針が説明された。

イ 意見交換

(友重委員)

○ 方針自体に異論はない。刑事事件について、第10回検証報告書において言及され、実情調査のテーマの対象になっている、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点に関して法曹三者で認識を共有していくという点だが、法曹三者の間で認識に違いがあるというのは、現場でも同じ問題意識を持っている。共通認識を形成することが重要だと思うが、実際にはなかなかできていない。少なくとも相互理解を深めていくというのは本当に重要なのではないかと思う。例えば、振り返りの会や、法曹三者の研究会・勉強会などを通じて共通認識の形成や相互理解を深めていくことは、現場感覚としても非常に重要であり、各裁判体や法曹三者で取り組んでいる。

検察官は、できる限り弁護人の主張について具体的に明らかにしてほしいと考え、他方で、弁護人は、公判前整理手続では必要最小限の主張をし、方針を明らかにする程度にとどめたいと考える、という基本的なスタンスの違いがある。どの程度詳細に主張を整理すべきか、あるいは裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった点について、法曹三者の認識に違いが現れてくると思う。このスタンスの違いというのは、それぞれの立場の違いから生じるが、スタンスを一旦離れて、法が予定しているあるべ

き姿はどういうことなのかという視点に立ち返って、法曹三者でざっくばらんに議論していくことが重要ではないかと思う。実情調査では、あるべき姿のようなことについても、法曹三者それぞれにお伺いして意見交換をしてみたい。

(奥山委員)

- 方針に異論はない。包括的な調査を行い、長期的にデータを比較できるということは重要なことだと思うが、他方で少し個別性が薄まっていく、という側面があると思う。実情調査において、各地域で上手くいっている一定の取組を他の地域で共有していくということは非常に有益であろう。一方で、上手くいっていない、長期化している事例についても、なぜその事例は上手くいっていないのかということを、ざっくばらんに伺えたら良いと思う。個別の事件について聴取することは難しいかもしれないが、上手くいっていない事例というのは、裁判官も代理人も、こうすれば上手くいくのになぜやってくれないのかという意見を持っていると思われる。その点について、もっと突っ込んで、上手くいっていないのはなぜかというのをそれぞれの立場で聞いてみてはどうか。包括的ではなく個別の問題点を実情調査で聞き出し、それを包括的な課題として解決策を広めていく可能性はないだろうかと思っている。
- 2年を超えるようないわゆる長期未済事件となると裁判官の異動を挟まざるを得ない。そうすると引継が上手くいっているのか疑問に思うことがある。一応事件の内容については引継を受けているようだが、問題なのはその事件の当事者や代理人のパーソナリティがきちんと引き継がれておらず、ゼロからお話を聞く感じにならざるを得ない点である。異動は国の仕組みなので仕方ないが、異動したあとのバトンタッチの仕組みのようなことをもう少し考えられないか。それが問題なくできている場合はどういう場合なのかということも聞きたい。

- 家事の実情調査では調停委員に話を聞けるが、調停委員というのは裁判 所側の立場でありながらも国民の感覚を持っている。そこで、調停委員に アンケートをとって、その結果をもとに裁判を迅速化するための改善策を 議論できないだろうか。上からの目線ではなく、このような検証検討会で 国民目線から何か発信していくような報告書に少しずつ移行していっても いいのではないか。
- これまで証拠がデジタル化しているということで非常に時間がかかるという話も出ていたが、そういう中で人的・物的環境が十分なのかというところは常々感じている。やはり人間にはパワーの限界がある。人的・物的資源というのは、裁判官をたくさん増やせばいいとかいう話ではなくて、それをサポートするような仕組みなど、いろいろできるのではないか。

また物的環境も、実情調査をしていると、素晴らしい建物もあれば、本当に劣悪でこんな環境で働きたくないなというところもある。それではやはりみんな気持ちが沈んでくるので、環境整備は必要である。特に家事事件は、女性や子どもが関わってくることが多く、まずきちんと環境から整備すべきである。家事事件の場合は普通の民事事件と違って、空間の仕組みも違うのではないかと感じている。こうした方が上手くいくというのはあると思う。実情調査では、そういうこともすくい上げて、国に発信していかないと、裁判所は国民に見放されてしまう。

(髙取委員)

○ 民事の事件で複雑困難な事件について長期化しているうちに、裁判官が 交代することをもってさらに長期化するのではないかという奥山委員の御 指摘に関連するが、第11クールの実情調査のテーマとして掲げられてい る審理序盤の口頭議論というのは、やはりとても意義のある内容だと思う。 現在、全国の意見交換の議論の中でも、特に序盤に行う口頭議論が非常に 重要であるという意見が出ており、さらにそれを記録化して、当事者とも 共有しておくということが大事なのではないかと考えられている。共有の 仕方については、デジタルツールを使うなど工夫がいろいろされていると ころであり、どのような事件でどの程度、どのように記録を残すのかとい うのはそれぞれ各庁が工夫をしていると思うので、ぜひ実情調査の中で見 ていきたい。ただし、結果を残すにしても、かなり汎用性のあるものであ ることが必要であり、裁判官だけに負担がかかるようなものは長続きしな い可能性がある。実情調査では、結果の残し方がどのような形で行われて いるのかという工夫なども見たい。

- また、合議体による審理の現状と課題ということで、合議に付することで、審理が充実し、さらにより良い裁判になるということはいえるが、そうでないとしても、単独事件の中でも難しい事件がある中で、サポートをどうしているかということは各庁によっていろいろな方法を行っていると思うので、そちらの方もぜひ見たい。
- 家事事件については、やはりいろいろと問題がある中で、審理期間を短縮するために工夫をしているという庁は、どのような工夫をしているのかということを知りたい。その上で報告書にそういったことを書き、全国に発信していければ皆さんの参考になってそれを使うということが可能になっていくのではないかと思う。他方で、そういった工夫をしていても上手くいかない、というところもあるかもしれない。そのあたりは奥山委員の言うように、実情調査の中で話を聞けるかもしれないが、いろいろなやり方・方策を工夫している庁については、ぜひそれを見たい。

(上塚委員)

○ 方針について異論はない。そもそもの話になってしまうが、裁判を迅速 化することが必要ということで検証検討会がずっと続いているということ だが、国民からすると裁判の迅速化の必要性というのを感じる場面がそれ ほどない。人生の中で裁判や訴訟に関わる人は一部であって、それ以外の 人にとってはすごく距離が遠いものである、というのが現状である。裁判というのは国民から、忙しい中で、時間とお金がすごくかかるという風に思われていると思う。しかし、裁判所というところは問題解決してくれる便利なところだというのがあるべきものであると思う。例えば、これぐらいのものだとこれぐらい審議に時間がかかりますよ、といった目安みたいなものがあるといい。

○ 刑事事件について、私は、裁判員裁判が導入された時期に担当したり、 その前から地方支局で取材をしたりしていたが、公判前整理手続は非常に クローズドされており、何が行われているのか取材者としてもよく分から ず、より取材が難しくなったという印象があった。公判前整理手続が肝に なって裁判が始まる前にかなりの部分が決まっているというところも取材 する方としては難しいと感じている。複合的な理由が重なって法曹三者の 共通認識の形成が難しいということであるので、実情調査では検察官や弁 護人の率直な意見を聞きたい。

(山田委員)

○ 方針について異論はないが、民事及び家事について意見を述べたい。民事については3点あり、1点目は民事事件の長期化原因の一つとして複雑困難事件というか、なかなか分類も難しいその他事件というのが結構あるという話は従前より伺っている。統計的な分析は難しいかもしれないが、実情調査において、一定の例をあげてこういった複雑困難事件あるいは何にあたるか分からない事件というものを少しピックアップして、そういった事件について、今までの隘路がどのあたりにあって、IT化によって上手く対応できているところ、結局は変わらないところ、というような区分けができると少し目途が立つと思うので、そのような工夫や話を伺いたい。

2点目は、ウェブ会議の利用が進み、弁論や和解の場でも使えるように なるが、特にこの和解の場では本人も何らかの形で関わってくることがあ ると思う。調停と同様、和解の場で本人がどのように関与するのか、オン ラインがいいのかそれともリアルがいいのか、という使い分けの工夫があ れば聞きたい。

それから合議体との関係では、付合議を検討したところ、結局単独になったという事件があるという話があるが、これはなぜ結局単独になったのかというのは大変興味深い。そのあたりに合議に付することの困難性であるとか、あるいは庁ごとの、何らかの実情が伺われるような気がするので、その理由を伺うことで、付合議の一般的な基準というのが少し見えてくると思う。

- 家事調停に関しては、長期化に歯止めがかかっているというのは大変素晴らしいことだと思う。ただし、どこかで割り切ることが必要だとしても、調停なので本人の納得等を万が一にでも必要以上に割り切っているということがあっては本末転倒である。そこで、ウェブ会議の使い方の工夫、メリハリのある調停運営というところで、代理人を通じてでもいいので本人がどのように考えているのか、どういう受け取り方をしているのか、といったことを伺いたい。
- 人訴については、モデルなり標準的な進行案なりというものができれば よいと思う。ただこれを作っただけで受け入れられるとは考えられず、そ の土壌を作っておく必要があるだろう。その土壌としてはその両当事者及 び裁判所の間で、攻撃防御方法を後出しせずになるべく迅速に争点整理に 沿った形で紛争解決していくということが、子どもの利益や当事者の利益 になるというような、共通認識に向けて調整していく場が必要ではないか と思う。そのようなモデル等を受け入れるような素地をいかに作っていき うるのかというようなことを伺いたい。

(原委員)

○ 刑事事件の関係について、参考になり得る裁判員裁判非対象事件の否認

事件における公判準備のプラクティスについて検討するということだが、裁判員裁判との比較において新たな視点が見い出せるのではないかと思うので、方針として良いと思う。法改正により公判前整理手続あるいは期日間整理手続に付する請求ができるようになって以降、弁護士会内で、特に若手の研修において、適した事件だと思われる場合には積極的に請求をしていこう、非対象事件についても請求をしようと伝えているので、おそらく若手の中には積極的に公判前整理手続等を活用している弁護人も結構いるのではないかと思う。この非対象事件の否認事件のプラクティスの中には、公判前整理手続や期日間整理手続に付する請求をして、その手続に付されたものと、その手続を請求したけれども却下されて、その手続には乗らなかったものと、二通りあると思う。統計的にそういう請求がどれくらいの件数あって、そのうち公判前整理手続等に付された手続がどれくらいあるのかがもし分かれば、それは大変参考になると思う。

また、弁護人の立場から見ていると、公判前整理手続や期日間整理手続に付するかどうかの判断の際に、積極的な裁判体とそうでない裁判体で濃淡があるのではないかと見受けられる。おそらくそれぞれの考えがあり、公判前整理手続に付した方が早いと考える場合もあれば、公判前整理手続に付してみたけどかえって遅くなったという話を聞いたこともあり、そこには経験や工夫があるのではないかと思われる。そのあたりを実情調査することによって何か見えてくるものがあるのではないか。

○ 振り返りの会について、これも活用すれば非常に役に立つと思う。東京 の場合には、実際の事件に携わった弁護人、検察官、裁判所の外に、弁護 士会から1名のオブザーバー参加が認められており、オブザーバーがそこ で聞いたことを弁護士会に報告するという仕組みができている。地域によっては、これを活用しているところとそうでないところとあるかもしれないので、そのあたりを調査してみると良いのではないか。

(出井委員)

- 〇 民事実情調査のテーマの骨子にある「民事事件の争点整理手続を充実さ せるための組織的取組の進展状況」について、組織的取組というのは、弁 護士会、代理人サイドでどうなのかということだと思う。これは毎回問題 になるところであるが、これまでの実情調査でかなり分かってきたように 弁護士会の規模によっても全然違う。小さい規模の会であればこれは全会 員に浸透させることはなんとかなると思う。ただ、弁護士会というのは個 々の弁護士に対して何か指示を出せるわけでもなく、数百人以上の会員に なると全会員に浸透させるということは、任意参加である研修やシンポジ ウムといった機会に伝えるしかなくて、これは非常に難しい問題である。 原委員や私が所属している東京の大きな会では、刑事は名簿登載の要件で 研修参加を課すなどある程度可能だが、民事や家事となると、東京などの 大都市では、弁護士会でも個々の弁護士がどういう訴訟活動をしているの か把握できない。東京三会でも東京地裁と、民事・家事での弁護士と裁判 官での意見交換等は行っているが、そこに出てくる弁護士はそれなりの意 識を持っている。問題はそういった弁護士ではなくて、もう少し一般的な 弁護士がどうなのかということだと思うが、ここは本当に難しいところだ と思う。実情調査で出てくる弁護士は割と意識を持った方が多いので、場 合によっては各会の理事者に会の実情を聞いてみるとか、どういう会の規 模によってどういう取組ができるのか聞いてみてはどうか。
- 実情調査先で、有効な取組をやっているので広げようと紹介するのは、 非常に重要なことだと思う。ただ実情調査というのはそれだけが目的では なくて、問題を発見するところでもあると思うので、問題があるところを 実情調査する、ということも考えるべきだと思う。

(奥山委員)

○ 上塚委員の御指摘のように、一生のうちに一回も裁判所に行かない人は

多いので、多くの人が自分には関係ないと思っているかもしれない。しかし、国民がどういう風に思っているかという意見をすくい上げていかないと、迅速化検証検討会の方向性を見失うのではないか。一生に一回も行かないとしても、欧米だと自分たちの地域や国がどういう制度を作り、整備しているかというのは、一つのステータスとして意識している。日本はこれに追いつかなければいけないと思うので、啓蒙というか、多くの人に知ってもらえるように発信したい。

(山本座長)

○ 大変重要な御指摘である。迅速化検証報告書も当初は公表すると大規模にマスコミに取り上げられた記憶があるが、最近は公表しても、あまり取り上げてもらえなくなった。やはり国民全体に関心をいかに持っていただくか、ということを常に思っていなければならない。

(3) 検証の進め方について

ア 事務総局からの説明

線引総務局企画官から、第11クールの検証の進め方に関し、来年の2月から5月にかけて、民事、刑事及び家事それぞれについて前半の実情調査を行い、7月の検証検討会の場での意見交換を踏まえ、必要に応じて調査事項等を見直すなどして、9月から11月にそれぞれについて後半の実情調査を行うといった方針が説明された。

イ 意見交換

(山本座長)

○ 民事、家事、人訴とデジタル化が進められるということであるが、実情 調査の頃には、口頭弁論等ではどの程度デジタル化が進んでいるのか。

(棈松民事局第一課長)

〇 ウェブ会議の方法による口頭弁論については今年度中の施行が見込まれ

ている。実情調査の時期によっては既に実施されている可能性がある。 (宇田川家庭局第一課長)

〇 調停事件のウェブ会議については、現在23の家裁本庁で行っており、 令和6年2月頃に残りの27の家裁本庁において実施され、家裁の支部や 出張所においては、令和6年5月以降に順次実施される予定である。また 人訴事件、審判事件については、人訴事件における争点整理手続における ウェブ会議が令和5年6月から東京・大阪で試行的に運用され、審判事件 について令和5年4月から名古屋・福岡で試行的に運用されるなどしてい るが、本年12月からすべての家裁本庁・支部等において運用が開始され る予定である。

5 今後の予定について

次回の検討会は、前半の実情調査終了後である来年7月に開催することとし、 具体的日程については追って調整することとなった。

(以 上)